

# 宗教上の理由による輸血拒否に対する対応

国民健康保険おいらせ病院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、以下のように対応いたします。

1. 当院では、いかなる場合においても「相対的無輸血治療」を施行します。
2. 宗教上の理由で輸血拒否を望む患者さんに対して、そのことが理由での診療拒否はいたしません。
3. エホバの証人の信者の方が掲示される「免責証明書」など、「絶対的無輸血治療」への同意文書への署名はいたしません。
4. 出血性ショックなどによる瀕死の病態で、輸血以外に救命の手段がないと判断される緊急の場合は、手術同意書・輸血同意書が得られない場合でも救命のための処置・輸血療法を実施いたします。
5. 以上の方針は、患者さんの意識の有無、成年・未成年に関わらず適応します。
6. 相対的無輸血治療に同意いただけるように努めますが、最終的に同意が得られない場合には、絶対的無輸血治療を実施できる他院での治療をお勧めします。

## 絶対的無輸血

患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方

## 相対的無輸血

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血を行うという立場